

シリーズ町の課題 vol.3 空き家・空き地の放置をなくそう!



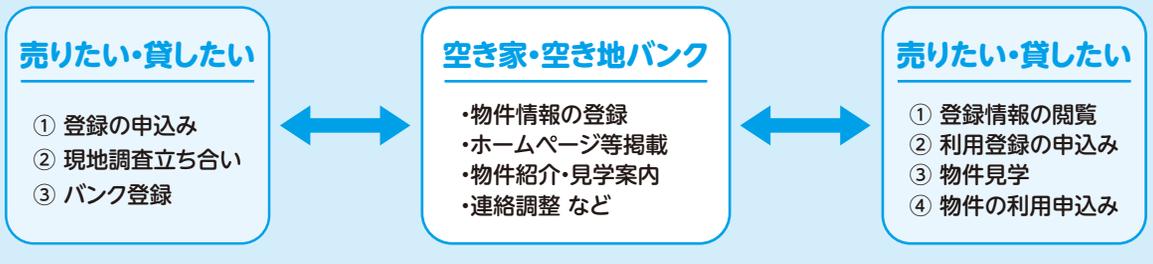
町の制度をご活用ください

町に暮らす人々の良好で快適な生活環境の形成と保全を図ることを目的とする「空き家有効活用」「改修や解体」「土地利活用促進」のための制度があります。

空き家・空き地バンク

※2020年4月から「空き地」の取り扱いも始まりました!

空き家・空き地を「売りたい・貸したい」と考えている所有者から提供を受けた物件情報を町のホームページ等で公開し「買いたい・借りたい」と考える希望者に紹介する制度です。



家財処分費補助金

処分・清掃費用の1/2(限度額20万円)

空き家を取得または賃借して居住する方や、空き家バンクに登録するために空き家を整理しようとする所有者が、不要な家財道具の処分または清掃をするための費用を補助する制度です。

空き家改修事業補助金

改修費用の1/2(限度額150万円)

空き家を取得または賃借して町に定住する方や、空き家を改修して第三者に賃貸しようとする方の改修にかかる費用を補助する制度です。※条件により最大40万円の補助金額の加算があります。

空き家等解体工事補助金

解体費用の2/3(限度額30万円)

活用の見込みがない空き家を所有する場合は解体も検討しましょう。※空き家解体後の更地になった宅地を「空き地バンク」に登録する場合に10万円の補助金額の加算があります。

2019年度 空き家に関する問い合わせ

| 内容 | 問い合わせ | 登録および利用者 |
|-----------|-------|----------|
| 空き家バンクの登録 | 17件 | 6件 |
| 空き家バンクの利用 | 18件 | 8件 |
| 改修補助金について | 7件 | 3件 |
| 解体補助金について | 10件 | 2件 |
| その他 | 5件 | — |
| 計 | 57件 | — |

2020年4月～5月までの
問い合わせ件数は



全国的にも大きな問題となっている 空き家・空き地問題。町への問い合わせも年々増加傾向にあり関心が高まっています。空き家・空き地の対策は早めの対応がポイントです!!

次回は、空き家・空き地の「現状把握と将来への備え」について掲載します。

※町の各制度には、対象要件や事前提出書類等があります

詳細は町ホームページをご覧くださいか地域創生課 0241-82-5220 までご相談ください